

検討結果の全体像(案)

I. はじめに

II. バリアフリー法による取組みの状況と課題

1. バリアフリー法成立までの経緯

2. バリアフリー法の概要(対象、公共施設等のバリアフリー化の推進、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、心のバリアフリー等の推進)

3. バリアフリー法に基づく取組みの状況及び評価(各施設等のバリアフリー化は着実に進捗)

(1) 公共施設等のバリアフリー化の状況(整備目標の達成状況、地域別に見た場合のバリアフリー化の状況 等)

(2) 基本構想に基づく取組みの状況(基本構想の作成状況、当事者参画を確保するための取組みの状況 等)

(3) 心のバリアフリー等の推進(バリアフリー教室の参加人数、公共交通事業者等における教育訓練の状況 等)

(4) スパイラルアップ(バリアフリーネットワーク会議の開催、調査研究等に基づく対応策の実施)

4. 現状の取組みに対する主な課題

(1) バリアフリー化の推進(バリアフリー化の推進、実態把握・情報提供、推進・連携体制)

(2) 基本構想の取組みの推進(現行の他の計画等の連携、基本構想の作成促進策、協議会等の体制・取組 等)

(3) 心のバリアフリー等の推進(職員教育関係、心のバリアフリーの周知関係)

III. 今後の取組みの方向性

(1) 一体的・総合的なバリアフリー化の推進(交通計画やまちづくり等との連携によるバリアフリー化の推進、災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策の検討 等)

(2) 様々な障害特性に対応したバリアフリー化の推進(弱視・色覚障害等に配慮したバリアフリー化の検討 等)

(3) バリアフリー化に係る情報発信の強化(バリアフリー化に関する地域の取組みの収集・情報発信 等)

(4) 当事者が主体となったスパイラルアップの推進(全国バリアフリーネットワーク会議及び地方バリアフリー連絡協議会のあり方の見直し 等)

(5) バリアフリー化に係る教育・普及方策の強化(心のバリアフリーの普及方策の見直し、事業者等へのバリアフリー研修のあり方の検討 等)

IV. おわりに

現状の取組みに対する主な課題（案）

1. バリアフリー化の推進

（１）バリアフリー化の推進状況

①地方部等への展開

- ・鉄道網が発達していない地域では、鉄道よりもバス等の役割が大きいため、バス、タクシーのバリアフリー化を推進すべき。
- ・建築物移動等円滑化基準への適合義務の対象となる建築物の追加、規模の引き下げ、必要な事項の付加について、条例できめ細かく規制することが重要。
- ・地方部においても地域の実情にあった歩行空間のバリアフリー化のより一層の推進を図るべき。

②公共交通の更なるバリアフリー化への対応

- ・ホーム柵の設置等、公共交通機関の更なるバリアフリー化が必要であるものの、地方公共団体の支援についても理解が得られない。
- ・乗車拒否、人員配置等の実態も踏まえ、施設や車両等のハード整備を進めるとともに、ソフト面を充実していくことが課題。

③障害特性に応じたバリアフリー化の推進

- ・視覚障害者・聴覚障害者に対する情報アクセス確保が遅れている。
- ・知的障害者にとっては、表示やアナウンスについても工夫が必要。
- ・障害特性ごとのニーズを踏まえた基準の調整をするべき。

④災害時・緊急時のバリアフリー化の推進

- ・東日本大震災を踏まえ、災害時・緊急時に備えたバリアフリー化の検討が急務。復興まちづくりの中にバリアフリーを入れていくことも必要。

（２）バリアフリー化の実態把握・情報提供

- ・移動困難者の移動距離等のデータを整備・情報提供が不十分。
- ・歩道のバリアフリー基準への適合状況等の基礎情報が必要。
- ・基準の適合率だけでなく、バリアフリーの質や、高齢者、障害者等の社会参加がどれだけ促進されたかといった観点からの評価も必要。

（３）バリアフリー化の推進・連携体制

- ・ノンステップバスとバス停等、連続的なバリアフリー化を確保するために更なる連携が必要。
- ・道路移動等円滑化基準の条例委任化等により行政区域をまたぐと基準が変わり連続的なバリアフリー化が阻害される可能性がある。
- ・当事者等の参加で実質的な議論をできる場や全国の課題を集約できるような仕組みが必要。

①一体的・総合的なバリアフリー化の推進

②障害特性へ対応したバリアフリー化の推進

③バリアフリー化に係る情報発信の強化

④当事者が主体となったスパイラルアップの推進

⑤バリアフリー化に係る教育・普及方策の強化

2. 基本構想の取組みの推進

（１）現行の他の計画等との連携

- ・これからの基本構想には、公共交通の確保・維持の観点やまちづくりの視点が必要。

（２）基本構想の作成促進策

- ・提案制度について、使いやすい仕組み作りが必要。
- ・バリアフリープロモーターの派遣や「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」について、当事者を入れた形で見直しが必要。

（３）特定事業の取組み

- ・路外駐車場、都市公園、建築物について、特定事業として位置づけられる割合が少ない。
- ・旧交通バリアフリー法に基づいて作成された基本構想等、民有地・民間建築物への働きかけが課題。

（４）協議会等の体制・取組み

- ・現在の協議会等は、参画している障害者等の代表制や、広域調整・複数事業者の調整を行えるようになっていない点が問題。
- ・協議会等において事業の進捗を管理する仕組みが必要。また当事者や一般市民、研究者などが参加することで人材育成にもつながる。
- ・利用者による基本構想の評価手法を検討すべき。

（５）市町村における課題

- ・ノウハウのない市町村も多い中、担当者への教育プログラムが必要。
- ・技術について、情報発信や相談できる窓口の設置、様々な措置機を有機的に結びつけるなど専門家の活用の検討も必要。

3. 心のバリアフリー等の推進

（１）職員教育関係

- ・乗車拒否等の実態を踏まえ、ハードの整備と併せた接遇等に関する職員教育の徹底が急務。
- ・知的障害・発達障害・精神障害者への理解の促進を図るため、当事者参画による研修の実施が必要。
- ・当事者参加で行われるBEST研修は評価が高いものの、参加者拡大が課題。

（２）心のバリアフリーの周知関係

- ・バリアフリー教室は実績を上げているものの受講者が限られるため、地域に還元していくような幅広い取組みが必要。
- ・一般の人や市町村の担当者の心のバリアフリーの理解も課題。

今後の取組みの方向性（案）

短期的に実施すべき取組み

中長期的に実施すべき取組み

（１）一体的・総合的な バリアフリー化の推進

- ・交通計画やまちづくり等との連携によるバリアフリー化の推進
-社会資本整備重点計画、交通基本計画（交通基本法案成立後策定予定）等への位置づけ
- ・バリアフリー基本構想作成ガイドブック・プロモーター派遣等の見直し
- ・災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策の検討
- ・バリアフリー基準・ガイドラインのスパイラルアップ
-バリアフリーガイドライン見直し
-ガイドラインの評価に基づくバリアフリー基準の見直し検討
- ・バリアフリー技術の開発・普及等の推進

（２）様々な障害特性に対応した バリアフリー化の推進

- ・災害時・緊急時の情報提供方策の検討
- ・弱視・色覚障害等に配慮したバリアフリー化の検討
- ・知的障害者・発達障害者・精神障害者に配慮したバリアフリー化の検討

（３）バリアフリー化に係る 情報発信の強化

- ・基礎データの整備・公表
- ・道路、建築物等のバリアフリー化に関する地域の取組の収集・情報発信
-地方公共団体別の整備状況等の事業進捗の公表や先駆的事例の情報発信
-条例の策定内容等の情報発信
- ・バリアフリー化の評価・指標の検討

（４）当事者が主体となった スパイラルアップの推進

- ・全国バリアフリーネットワーク会議・地方バリアフリー連絡協議会のあり方の見直し
-地方バリアフリー連絡協議会を活用した地域ごとのバリアフリー化の実態把握
-全国バリアフリーネットワーク会議における情報集約とスパイラルアップ方策の検討
- ・乗車拒否等の課題分析・解決方策の検討
- ・バリアフリー基本構想の作成・進捗管理・事後評価の実施方策・体制の検討

（５）バリアフリー化に係る 教育・普及方策の強化

- ・心のバリアフリーの普及方策の見直し
-バリアフリー教室の見直し
-市町村等向け研修等の検討
- ・事業者等へのバリアフリー研修のあり方の検討
-接遇等のソフト対策に関するガイドラインの整備
-事業者研修の実施拡大方策の検討
- ・バリアフリー技術の情報発信・相談受付体制の整備